

食品安全委員会（第 771 回会合）議事概要

日 時:令和 2 年 1 月 28 日（火） 14:00～14:24

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか 6 名出席

傍聴者:報道 0 名、行政機関 4 名、一般 4 名

（１）食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・家畜伝染病予防法施行令の一部改正について
（農林水産省からの説明）

→農林水産省から説明

本件については、家畜伝染病予防法施行令第 1 条の表を改正し、伝染性疾病のうち「豚コレラ」を「豚熱」に、「アフリカ豚コレラ」を「アフリカ豚熱」に、それぞれ伝染性疾病的名称を変更するという形式的な改正であることから、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する。

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（２）新開発食品専門調査会における審議結果について

- ・「ピルクル 400」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を新開発食品専門調査会に依頼することとなった。

（３）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「イマザピル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、

「イマザピルの許容一日摂取量（ADI）を 2.8 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）に通知することとなった。

・ 農薬「ベンズピリモキサン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、
「ベンズピリモキサンの許容一日摂取量（ADI）を0.026 mg/kg 体重
／日、急性参照用量（ARfD）を0.1 mg/kg 体重と設定する。」
との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知する
こととなった。